

介保第 387 号  
令和 3 年 3 月 15 日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

退院患者の介護施設における適切な受入等について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の受入については、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）等において、退院基準を満たし退院した者及び新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと等が示されているところです。

この度有症状者のうち、人工呼吸器等による治療を行った患者の取り扱いが示されたこと等から、適切な受け入れ促進を図るための留意点等が一部改正されました。ついては、各施設におかれましては、本通知の趣旨をご理解いただき、適切な受入等に努めていただきますようお願いいたします。

なお、貴施設内において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますよう重ねてお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--